

# 日本の遠洋オットセイ猟業の歴史研究補遺

宇 仁 義 和

オホーツク産業経営論集 第31巻 第1号（通巻40号）抜刷

2022年11月1日

東京農業大学産業経営学会

# 日本の遠洋オットセイ猟業の歴史研究補遺

宇仁義和\*

## I. はじめに

オットセイ (*Callorhinus ursinus*) は、北太平洋にのみ分布する食肉目アシカ科に属する哺乳類である。人類の利用は先史時代から始まり、北海道周辺でも続縄文文化やオホーツク文化期の遺跡から多量の骨格が見つかっている。アイヌも捕獲をおこない、近世ではオスの生殖器が松前藩による独占交易物となっており、道南の噴火湾がおもな産地となっていた (佐々木 1980)。

近代日本にとって、オットセイ猟業は国境を脅かし自国資源を掠奪する外交問題として認識された。1800年代後半になると千島近海で外国猟船の出没が頻繁となり、明治政府は禁猟とするも外国船を排除する実力を欠き、逆に函館などは外国船の補給基地として利用された (函館市史編さん室 1990)。自国民に対しては禁猟から特許制による猟業の実施に転じるが参入者がわずかで、榎本武揚が遠洋オットセイ猟業を奨励して1895年に免許制となり、1897年の遠洋漁業奨励法によって多数の事業者が参入した。世界的には、オットセイは19世紀のうちに資源の減少が認識されたことから、国際的な漁業管理がおこなわれる初めての産業となり、最終的に1911年の膾炙獣保護条約によって海上捕獲が禁止された。以降は国の管理下での繁殖島での陸上捕獲のみが継続した。

日本の遠洋オットセイ猟業は実質的に1897-1911年の14年間という短期間のみの事業として終わったが、日本初の遠洋漁業としての評価から複数の報告がある (Austin and Wilke 1950、長崎 1953、和田 1974、1997、坪井 1976-1985、二野瓶 1981など)。また、一般には「ラッコ船」の物

語として雑誌などを通して広く知られるようになり、この猟業をモチーフに用いた小説もある (野村 1943、戸川 1971、熊谷 2016)。

本稿は、先行研究による言及が不足した部分を補い、関連資料や写真について紹介することで、遠洋オットセイ猟業の実際について理解を深めようとするものである。

## II. 法令と捕獲主体の整理

### 1. 法令

#### (1) 法令の年代的整理

近代日本のオットセイの捕獲に関する法令は、常にラッコを伴って制定されてきた。ラッコはオットセイと異なり生息域は沿岸部であるが、外国猟船への対抗措置や毛皮が極めて高価であることから事業免許や取締を一体のものとして行なうことが目指されたのであろう。また、管理主体は現在に至るまで一貫して水産当局である。以下、法令を年代順に示し、簡単な注釈を付した。なお、カタカナは平仮名に、異体字は常用漢字に、漢字接続詞は平仮名に、旧仮名遣いは現用に、漢数字は算用数字に置き換え、さらに句読点を補った。ただし、固有名詞は原表記とした。

#### ① 明治17(1884)年5月23日

布告第16号 (官報 第268号 太政官文書局)

内容は「自今北海道に於て臘虎ならびに膾炙獣を猟獲するを禁す、犯す者は刑法第373条に照して処断し、なおその猟獲物を没収すこれを売り捌きたる者はその代価を追徴す。ただし農商務卿の特許を得たるものはこの限りにあらず。右奉る。勅

旨布告候のこと」というものであり、特許を得ておこなう猟業の猟場や猟期、その他の条件など具体的内容は次の②で示された。

② 明治19(1886)年12月16日

勅令第80号 臘虎並膾肭獸獵獲及其生皮輸入販賣規則

1884年の布告16号に対応して特許の条件を示したものである。猟期や猟場区域、徽章は北海道庁が定めた。

③ 明治19(1886)年12月28日

北海道 甲第15号 臘虎並膾肭獸獵業取手續

勅令第80号「臘虎並膾肭獸獵獲及其生皮輸入販賣規則」に対応した北海道庁の規則である。猟場は、国後、択捉、色丹島の3島、猟船は国後や択捉の臘虎膾肭獸獵取締出張所に届出し、検査を受けるとした。

④ 明治28(1895)年3月2日

法律第10号 臘虎膾肭獸獵法

明治29(1896)年1月1日より施行された。本法によって明治17年布告16号および明治19年勅令第80号は廃止され、遠洋オットセイ猟業は免許制となった。これにより多数の事業者の参入が可能となった。署名は「内閣総理大臣 伯爵伊藤博文 農商務大臣 子爵榎本武揚」である。

⑤ 明治45(1912)年4月22日(官報 第8649号)

法律第21号 臘虎膾肭獸獵禁止ニ関スル法律  
法律第22号 臘虎膾肭獸獵業者等ニ對スル交付金  
下付ニ關スル法律

前年の1911年に発効した膾肭獸保護条約を履行するための国内法である。ともに公布の日より施行された。法律第21号は、ベーリング海や日本海などの属海を含む北緯30度以北の北太平洋におけるオットセイの猟獲、そして沿岸3海里を超える海面でのラッコの捕獲を禁止、オットセイの陸上捕獲と沿岸3海里以内のラッコの捕獲を政府専業とした。これによって遠洋オットセイ猟業は禁

止された。法律第22号は、膾肭獸保護条約によって事業継続が不可能となった遠洋オットセイ猟業の事業主や乗組員への補償を目的としたものである。アイヌについては「前項の規定は臘虎膾肭獸の猟獲を為すことを得る「アイノ」人に付ては之を適用せず」と法律の対象外とした。これは膾肭獸保護条約の先住民条項により、アイヌがラッコとオットセイの捕獲が可能だったことを受けたものである。ただし、アイヌが先住民条項を活かして独自の捕獲事業をおこなった事例については見つけられなかった。

⑥ 昭和17(1942)年2月20日

法律41号 明治45年法律第21号中左の通改正す

改正の内容は「同法に左の題名を付す 臘虎膾肭獸獵取締法 施行の期日は勅令をもって定む」としたものである。臘虎膾肭獸獵取締法は何度かの改正を経て、現在も有効である。

(2) 法令と世界の遠洋オットセイ猟業の情勢

法令から日本の遠洋オットセイ猟業の変遷をまとめると、1895年に臘虎膾肭獸獵法が公布、翌年施行されたことで遠洋オットセイ猟業は特許から多数の事業者の参入を期待する免許制に変更、1897年に大型帆船や事業者に補助金を支給する遠洋漁業奨励法が制定され、オットセイ猟業はこの法律の適用を受け事業者が増加した。しかし、1911年に膾肭獸保護条約が締結され、国内法にあたる臘虎膾肭獸獵禁止ニ関スル法律が制定施行となり、海上捕獲は全面禁止とされ事業継続が不可能となった猟業者や乗組員は国の補償を受けることとなった。この猟業は公式には終了となった。世界の状況と合わせると表1のようになる。

表1 オットセイ猟の経過

年代	世界	日本	オットセイ猟業の状況
1867	アメリカがロシアから アラスカを購入		
1869		開拓史設置	領海での海獣禁漁（官営ラッコ猟開始）
1884		太政官布告 16 号	日本の猟業は特許制に
1886	英米間の猟業をめぐる 紛争発生		ベーリング海が猟業禁止となり猟船が日 本近海に出猟
1893	ベーリング海仲裁		遠洋オットセイ猟業に規制が掛かるも機 能せず
1895		猟虎膾葜獣猟法の施行	日本で猟業が免許制に
1897		遠洋漁業奨励法の施行	日本猟船の日本海や北洋での捕獲が本格 化
1905		南樺太をロシアから獲得、繁殖地で ある海豹島を領有	
1911	膾葜獣保護条約の発効		海上捕獲の全面禁止、繁殖島での陸上捕 獲のみ継続
1912		獵虎膾葜獣獵獲禁止ニ関スル法律の 施行	海上捕獲は国内法でも禁止
1940		膾葜獣保護条約の破棄を通告	
1941	膾葜獣保護条約の失効		
1942		獵虎膾葜獣獵獲禁止ニ関スル法律 を、獵虎膾葜獣獵獲取締法に改名	
1943			日本海獣株式会社による千島での海上捕 獲再開
1945	太平洋戦争の終結	GHQ が農林省に対して口頭による オットセイ猟禁止を要望	農林省は獵獲再開を許可せず
1940s			密漁が横行
1949		GHQ が日本政府にオットセイの調 査を指示	戦前の猟船による調査捕獲の実施
1950		獵虎膾葜獣獵獲取締法を改正し取締 を強化	
1954		北海道で密猟船の一斉摘発	海上捕獲の終了、猟船の一部はイルカ突 棒漁業に転業
1957	北太平洋のおととせいの 保存に関する暫定条 約の発効		国際共同調査の実施
1984	同条約の失効		

出所：川上(1972)、函館市史編さん室編(1990)などを参考に筆者作成

## 2. 事業者と船舶

### (1) 事業者

遠洋漁業奨励法の補助を受けたオットセイ猟業事業者は、北海道、岩手、宮城、千葉、東京、三重、和歌山と広範な地域に点在し、所在地は三陸地方の岩手県吉浜（現・大船渡市三陸町）や広田（現・陸前高田市）、宮城県塩竈や石巻、房総半島の千葉県館山や勝浦、紀伊半島の三重県鳥羽や和歌山県下里（現・那智勝浦町）などで、現在の感覚では不便な場所に目立つ。気仙沼の事業者は水上助三郎で先進的な取り組みから記念誌が出版され（水上助三郎伝記刊行会 1961）、鳥羽の事業者の角利助も、国を代表した意見書を出版するなど（角 1911, 1925）先導的な役目を果たした。このことは、明治時代後半の地方には、起業家精神に富んだ実業家が多くいたことを示すものといえる。

### (2) 船舶

遠洋オットセイ猟業は遠洋漁業奨励法の補助を受けており、補助対象の船舶は汽船または60トン以上の帆船であったので必然的に船舶はそれ以上の大きさとなった。実際に用いられたのは、母船が2本マストに縦帆を備えたスクナー型75-90トンの木造帆船、そこに木造手漕ぎボートの猟船を数隻積み込んでいた。写真に残る猟船は洋船と和船の両方が見られる。母船のスクナーを建造した造船所として、三重県伊勢市で近年まで操業していた市川造船所や鳥羽の江崎造船所があり、前者は北洋丸、後者は三重丸と旭丸を建造した。北洋丸は図面が現存し伊勢市が保存している（伊藤 2020）。

遠洋オットセイ猟業に用いられた船舶で現存するものは皆無である。乗組員や使用船舶の積荷では宮城船籍の開盛丸の資料が日本とアメリカに保管展示されている。開盛丸は現在の宮城県塩竈市を母港とし、東南アラスカで誤って拿捕され、中心都市シトカで係留中に沈没した。ところが、同地の再開発で船体の一部が見つかり、船そのものの掘り出しはされなかったものの、積荷が発掘されシトカ歴史博物館（Sitka History Museum）で

展示されているほか、一部が塩竈市に寄贈された（細川 2002、塩竈市教育委員会 2001）。また、乗員の日記も塩竈市の寺院で保存され、コピーが開盛丸の遺品とともに塩竈市民図書館4階にある「タイムシップ塩竈歴史展示室」で展示されている。シトカの発見場所には記念碑が建てられ、錨の実物の展示がある（写真1）。なお、開盛丸は宮城県塩竈の石浜で建造されたとされるが、それを証左する遺物や資料、文献は見つけられなかった。

写真1 遠洋オットセイ猟船「開盛丸」の錨と記念碑 アラスカ州シトカ市。



出所：筆者撮影

母船や猟船の鮮明な写真は、カナダのバンクーバー島の Clayoquot で1900年代初頭に撮影されたものが BC Archives [ブリティッシュ・コロンビア州立公文書館] に現存する。船体に記された船名は見えないが、写真には「Boso Maru」と注記されており、房総丸と思われる。撮影された帆船は、マストを2本備えたスクナー型であるが、弁財船のような巨大な横帆を広げたいわゆる「合い子船」である（写真2）。また、同一の撮影者によって、船舶名への言及は無いが日本船に乗り込んだ時の写真と注記された写真も残されており（写真3）、これも房総丸と推定される。

写真2 Boso Maru と注記されており、おそらく房総丸と思われる。カナダのバンクーバー島 Clayoquot 1900年代初頭。



出所：Clarence Wilbert Austin Drader 撮影、BC Archives 蔵

写真3 日本猟船の様子。カナダのバンクーバー島 Clayoquot 1900年代初頭。



出所：Clarence Wilbert Austin Drader 撮影、BC Archives 蔵

### 3. 操業の実際

#### (1) 乗員からの聞き書き記事

遠洋オットセイ猟業の様子は水産雑誌に見ることができ、「楽水」31巻（1, 3, 4, 5号）に連載された「思ひ出の臘虎船」（潮路 1936）は、千葉県館山を根拠にした房総丸のハンターであった錦織茂三郎の聞き取りである。おそらく複数の航海の経験をまとめたものである。

連載記事をまとめると房総丸は99トンのスクー

ネルで、乗員は船長1、ナビゲータ1、ハンター10人、水夫48人、賄方2人で<sup>1)</sup>、10隻の猟船<sup>2)</sup>を積み込んでいた。出航は11月中旬、航海期間は10か月、水夫やハンターは出航前に予定収入の7分を前貸しとして渡され料理屋では鳴り物入りでの前景気が1週間あまり続いた。1月4日にサンフランシスコ灯船を確認して針路を北へ変え、捕鯨船の根拠地カナダのクニンチャイライで水を補給した。英語が話せるのはナビゲータと賄長の2人のみであった。4月中旬にアリューシャン列島のウニマック水道に到達するように航海を続けた。ラッコとオットセイは4月下旬から5月にかけてアメリカ西岸からプリピロフ群島に向かうためにウニマック水道を通過した。そこで5月一杯は水道で待機して狙い撃ちした。また水の補給にウニマック島のダッチハーバーに寄った<sup>3)</sup>。

その後はプリピロフ諸島での密猟を目指した<sup>4)</sup>。8月初めにコマンドルスキー島に到達した。着くと日本を3-4月に出港して三陸<sup>5)</sup>から千島にオットセイを追ってきた30-40トンの小型オットセイ船が先に来ていた。コマンドルスキーではロシア監視員の銃撃のなか上陸して捕獲した。二百十日<sup>6)</sup>から5日目<sup>7)</sup>で色丹島を通過、翌日頃に厚岸に入港した。多くの乗員は厚岸で一度下船し料理屋で宴会となった。再出港して館山へ向かい、館山では湾内汽船に曳航されて着岸、航海終了となった。

猟では、水切りの良い速力があり外板を鏡のように白ペンキを塗ったシーラボートを用いた。このボートは前身後退が自由でクラッチにも麻のマットを被せて音がしないような特別な漕ぎ方をするものであった。独特の三角形の帆を揚げてもよく走った。1隻のボートにはハンター1人と水夫4人で一組となり乗り込んだ。この組は終始変わらず3人の水夫が6本のオールを漕ぐ<sup>8)</sup>。

乗組員の歩合金はハンター1人でオットセイ50頭までが1頭につき8円50銭、そのうちボートの水夫4人に各15銭を分配、50-100頭では1頭15円、100頭を越えると1頭25円となり、水夫への分配額も同様に増加した<sup>9)</sup>。記述では基準頭数によ

る1頭あたりの金額は、捕獲頭数全体に及ぶとしている。100頭だと1500円、101頭では2750円<sup>40)</sup>となる。この方式があるため、なるだけ全員が100頭以上を捕獲したように調整したとする。船長とナビゲータは全数量に対して1頭3円としている。ラッコはオットセイの2.5倍であった。

船内の描写も少しある。食事は切乾大根とオットセイの肉が主体であった。上陸の機会には草を採り、陸でキツネや小鳥を撃って食事の足しにした。

### (2) 北米での評判：ベーリング海の「害虫」

アメリカや当時のカナダで、日本の遠洋オットセイ猟業の様子はどのように見られていたか。その手掛かりとなるものに、BC Archivesに保存されたカナダのオットセイ猟船の乗員のインタビューが現存する (CALL NUMBER: T1650:0004 track 1 SUPPLIED TITLE OF TAPE(S), Item T1650:0001 - 0004 - Max Lohbrunner interview)。これは、CBC[Canadian Broadcasting Corporation カナダ放送協会]の「The Seven O'Clock Show」のために収録されたインタビューで、1907年頃のベーリング海での日本のスクナーとの関係や競合について語ったものである。収録は1962年と推定される。そこで語られる日本の猟船は、猟場を知るためカナダの猟船を追ってくる、法律で禁止された夜間発砲をする、害虫みたいなやつだという徹底した悪評であった。

同時代の新聞には違法操業や拿捕についての記事がいくつか見られる。同一の内容を複数の新聞が掲載することがある。

### (3) 経営者にとっては高利益

経営者の視点での記録として、1964(昭和39)年に市立函館図書館でおこなわれた講演「家業の海運と漁業の思い出話」(小川 1965)という、漁業の実業家が親の代の事業として話した講演録が残されている。これによると遠洋漁業奨励法の補助金をもらうため、事業者は捕獲数については採算すれすれの報告をしていたが、実際には非常な利

益があった、匿名組合でやった場合に1年に10割の配当が2-3回あったとしている。出猟海域は「春先が沿海州から日本海の朝鮮の北方、北海岸、それから佐渡近海、5月から太平洋の方へでまして、ずっとコマンドルスキーとかアラスカ方面」と述べている。

### (4) 拿捕と遭難

外国での拿捕、そして遭難も多数記録されている(二野瓶 1981)。遭難には、日本海北部のものが含まれており、天候や条件によって北太平洋を避け、比較的近い日本海北部での操業を選択することがあったと思われる。千葉県館山を根拠にした順天丸は、朝鮮半島沿岸で操業中の明治35(1902)年4月2日に同業の報効丸と遭遇してから連絡が途絶えた(千葉県館山市にある順天丸遭難碑より)。

## 4. 戦後の猟業

### (1) 戦後も継続したオットセイの海上捕獲

敗戦後はオットセイの捕獲は禁止された。1945年10月、GHQから農林省に対して口頭でオットセイ猟業禁止が要望され、同省は猟獲の再開を許可しない方針を採った。しかし、密漁が絶えず、1948年の総司令部覚え書きや翌1949年の天然資源局水産部長書簡などにより、GHQは水産庁長官に対して取締りを強く要望した。このため、農林省は、1950年に臘虎臘豚獣猟獲取締法を改正し、海上捕獲に加え、陸上での製品の製造、加工、販売、所持などにまで取締りの範囲を広げて対応にあたった。1951年、オットセイ猟業は「漁業に関する吉田総理とダレスト派大使との間の往復書簡」に該当することが確認され、この書簡において「日本政府は、その国際的権利を害することなく、平和条約実施後新条約が締結されるまでの間、日本人によるおとせいの海上捕獲を自発的に禁止し、新条約の締結のための交渉に参加する容易がある」ことを明らかにした(川上 1972: 347)。

商業目的の海上捕獲は禁止とされたが、日本近海での捕獲調査は実施された。まず1949年にGHQが単独でおこなった。実際の捕獲作業は、おそら

く請負の形で日本海獣株式会社が実施し、鯨山丸が参加した。調査は1947-1949年の3年間実施したという（川口昭二氏 1999年8月31日聞き取り）。

## (2) 密猟摘発の報道

合法的な海上での捕獲事業は以上のとおりだが、非合法の海上捕獲、つまり密漁は岩手県の漁業者によって継続した。黙認が続いたのか、摘発されたのは1954年になってからで、猟船の乗組員は1954年5-6月に北海道南部渡島半島の恵山岬沖で逮捕されている（北海道新聞 1954年6月20日、和田 1974）。新聞記事の全文は次のとおりである。ただし、数字は算用数字に置き換え、具体的名称は伏せ字とした。

北海道新聞 昭和26年6月20日（日曜日）（3）3版

オットセイ密猟の／本州船団探知／大掛りに 噴火湾が根拠地

【森発】最近噴火湾を根拠に捕獲禁止中のオットセイの大掛りな密猟船団が出没しているという風評にかねて内偵中の森地警では17日茅部郡白尻村入港の本州船団突棒船を発見、船内点検の結果、猟銃（グリナ）4丁と弾160発を不法所持の疑いで押収する一方、船団を有力容疑船として事件の徹底的捜査に乗りだしている。

調べによると同船は岩手県■■港に船籍を有する■■丸（17トン）で去る10日ころ僚船10隻の船団と同港に入港、ここを根拠に噴火湾のオットセイ密猟を働いていた模様で、すでに300頭を捕獲しているとも伝えられている。

点検当時同船はイルカの捕獲許可証をもっているところからオットセイの密猟を否定しているが、同許可操業区域は岩手県沿岸沖合となつていたので漁業法違反の疑いも濃く、とくに事件直後早いところ姿を消し他の9隻も出漁したきり同港に帰らず、行方をくらましているなどその間に連絡がつたものとみられている。同署では岩手県に連絡、手配する一方捕獲品の処分先等を調べた結果、函館市内の販売先から捕獲品の一部がでるな

ど動かし難い確証を得ており、とくに同事件の背後関係には某団体も関係、白昼公然と密猟を行っていたとも伝えられている。

## Ⅲ おわりに

遠く離れた北洋で操業した遠洋オットセイ猟業は、実際の姿よりも「ラッコ船」の物語として普及した面がある。事実は十分に伝わらず脚色された物語によって理解されてきた。そのため、規則違反の操業が武勇伝として伝わり、国外からの批判は現在にいたるまで意識されずにいる。さらに、現在でも当時捕獲されたオットセイの毛皮をラッコと誤って認識している例が見られる。遠洋オットセイ猟業は、これからも国外を含めた資料の発掘や既存記事の再評価を進める必要がある研究課題と考える。

## 謝辞

本論をまとめるにあたり、多くの方々にお世話になりました。記してお礼申し上げます。眞壁昭一氏、白谷明彦氏、川口昭二氏、Jenya Anichtchenko氏、網走市立図書館、北海道立図書館、函館市中央図書館、市立函館博物館、岩手県立図書館、塩竈市民図書館、千葉県立図書館、三重県立図書館、鳥羽市立図書館、和歌山県立図書館、Sitka History Museum、BC Archives、東京農業大学生物産業学部図書館。本研究はJSPS科学研究費補助金「鳥獣と家畜のあいだ一近代日本の毛皮産業と牽引力」（基盤研究C: 2018-2020、課題番号18K00266）の助成を受けたものです。

## 注記

- 1) 足すと66人になる。
- 2) 「シーラボート」または「シイラボート」と記されている。
- 3) ウニマック島は誤り。ダッチハーバーはウナラスカ島とその属島のアマクナック島にまたがる地域にある。
- 4) 時期について明確な記述はないが、6-7月はプリピロフで猟をすると読める。話者か筆者が詳しい記述を避けたのかも知れない。



- 5) 原文では「山陸」。
- 6) 9月1日頃。
- 7) 原文には日数は記されていないが、読み取りからの判断。
- 8) 水夫は4人と記されているので、残り1人は舵取りか別の仕事をしていたのだろうか。
- 9) 金額の記述は無いが、計算すると50-100頭で26銭余り、100頭以上で44銭余りとなる。
- 10) 110頭の数字、2525円の間違いか。

#### 引用文献

- 伊藤傳治「臘虎・臘肭獸獵の思ひ出」『北洋漁業』1941 1941-11: 62-66.
- 伊藤政光「伊勢大湊の造船資料について—第4報：鳥羽商船学校と市川造船所」『日本船舶海洋工学会講演論文集』2020 30: 79-84.
- 小川弥四郎「家業の海運と漁業の思い出話」『函館郷土史研究会講演第4集』1965(函館中央図書館蔵)
- 川上健三『戦後の国際漁業制度』1972 大日本水産会, 東京. 946pp.
- 佐々木利和「噴火湾 Ainu のおっとせい獵について—江戸時代における Ainu の海獸獵—」『民族学研究』1980 44(3): 403-413.
- 角利助『北太平洋臘肭獸獵業問題第二篇』1911

- 角利助『臘肭獸獵船沿革及其将来』1925 農商務省水産局, 東京. 122pp.
- 坪井守夫「北洋開拓史とオットセイ産業」『さかな(東海区水産研究所業績C集)』1976-1985 16-34.
- 長崎福三『オットセイ(漁業科学叢書第8号)』1953 水産庁調査研究部, 東京. 47pp.
- 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』1981 平凡社, 東京. 342pp.
- 函館市史編さん室編『函館市史通説編第2巻』1990 函館市, 函館. 1505pp.
- 細川清徳『ラッコ船開盛丸の受難』(第3版) 2002 私家版, 利府. 67pp.
- 水上助三郎伝記刊行会『水上助三郎伝』1961 大日本水産会, 東京. 416pp.
- 塩竈市教育委員会『ラッコ船「開盛丸」遺留品』2001. 63pp.+図版24pp.
- 和田一雄「日本のラッコ・オットセイ獵業の変遷と資源管理論の成立過程」『北海道史研究』1974 3: 15-28.
- 和田一雄「ラッコ・オットセイ獵業の成立・変遷と資源管理論(2)」『野生生物保護』1997 2(3): 141-163.
- Austin, O. L. Jr. and Wilke, F. 1950. Japanese fur sealing: Natural resources section report 129. GHQ, Tokyo. 91pp.